

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 千葉県 |
| 3. 市区町村名 | 銚子市 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 26-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.choshi.chiba.jp/sisei/kaikaku/index_my_number.html |

執行機関名 銚子市長

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって、法別表第1の15の項下欄に掲げる事務に準ずるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 15 | |
| ③番号法別表第2の項 | 26 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年銚子市条例第32号) 別表第1の2の項 生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって、法別表第1の15の項下欄に掲げる事務に準ずるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第1条 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号) 1 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 | 1 生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて左の手段により必要と認める保護を行うこと。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|---------------|---|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号) |
| ②事務の内容 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施に関する事務 | 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号カ | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 要保護者等に係る市町村民税に関する情報 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号タ | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 要保護者等に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号レ | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 要保護者等に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 |
| 特定個人情報4 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号チ | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |

| | | |
|---------------|---|--|
| ③提供を求める特定個人情報 | 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報 |
|---------------|---|--|

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|